

令和5年(行ウ)第299号、令和5年(ワ)第17364号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子 ほか5名

被告 国

準備書面(4)

令和7年3月31日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

被告指定代理人

荒木 真希子

小西 俊 輔

山城 道 子

守田 可奈子

安藤 公 浩

小堀 陽 平

被告は、本準備書面において、原告らの2025年1月20日付け第10準備書面(以下「原告第10準備書面」という。)及び同年2月20日付け第11準備書面(以下「原告第11準備書面」という。)における各主張に対し、必要と認める範囲で反論する(後記第1及び第2)とともに、原告らの同年1月20日付け証拠申出書(以下「証拠申出書」という。)における各人証申出に対する被告の意見を述べる(後記第3)。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほかは、従前の例による。

## 第1 本件違法確認の訴えが適法であるとする原告らの主張は理由がないこと

### 1 原告らの主張

原告らは、①「権利の一義性は違法確認の訴えが適法とされるために必要な要件ではな」く、最高裁令和4年判決は「立法府の権限を侵すものではないことを確認的に判示するにとどめたものと読むのが妥当」と主張するほか、②違法確認の訴えの訴訟要件として「憲法上一義的に定められて」いなければならないとすることは、最高裁令和4年判決における裁判官宇賀克也の補足意見(以下「宇賀補足意見」という。)に「真っ向から反するものである。」と主張する(原告第10準備書面第2の3(2)・14及び15ページ)。

### 2 被告の反論

(1) しかしながら、最高裁令和4年判決は、憲法79条2項、3項によれば、「国民に保障された審査権の基本的な内容等が憲法上一義的に定められていることが明らかである。そのため、(中略)個々の在外国民が有する憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じているということができる。」(下線は引用者による。以下同じ。)と判示したものである。当該判示の意味については、被告の令和6年11月21日付け準備書面(3)(以下「被告準備書面(3)」という。)第1の3(2)ア(11ないし13ページ)のとおり、「審査権が、同じ

く能動的権利である選挙権と同様、国民が投票権を行使するという基本的な内容を憲法が一義的に定めていながら、国会による立法措置がされなければ当該権利を行使することができないという点において、他の基本的人権と異なる面があることを踏まえた上で、そのような特質があることから、本件においては個々の在外国民の権利が具体的に制限されている場面であることを明らかにし、本件違法確認の訴えが一般的・抽象的な立法行為の違憲確認を求めるものでなく、この点において事件・争訟性の要件に欠けるものではないこと、また、確認の利益を基礎付けるものであることを述べたものと考えられる。」と解説され、同解説には、「受益権や社会権については、憲法上の権利の外延は憲法自体から明らかではなく、これらに関する法律の内容については広範な立法裁量があると考えられることからすると、立法不作為の違法(違憲)が問題となる場面においても、一般的・抽象的な立法不作為の違憲確認との見方を払拭するだけの個別具体的な法律関係を看取することができるか否かは、慎重に検討される必要があるように思われる。」との脚注が付されているところである(大竹敬人「最高裁判所判例解説」法曹時報76巻1号360、361及び374ページ)。このように、最高裁令和4年判決は、憲法79条2項、3項により、国民に保障された審査権の基本的な内容等が憲法上一義的に定められていることを指摘した上で、かかる審査権が、選挙権と同様、国民が投票権を行使するという基本的な内容を憲法が一義的に定めていながら、国会による立法措置がされなければ当該権利を行使することができないという点において、他の基本的人権と異なる面があるという特質を有することを重視したものであることは明らかである。

しかるに、本件の場合、被告準備書面(Ⅰ)第2の3(Ⅰ)(6及び7ページ)のとおり、被選挙権が憲法上保障される重要な権利であると解されることを前提としても、代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目

標とし、他方、政治における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。憲法上も、地方議会の議員や地方公共団体の長の被選挙権の年齢要件に関する具体的な定めがない一方で、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨で定められることとされていること(憲法92条)からすると、憲法は、地方議会の議員及び地方公共団体の長の被選挙権の年齢要件を含む選挙制度の具体的な内容について、地方自治の本旨を踏まえた国会の合理的裁量に委ねる趣旨であると解される。このように、被選挙権が憲法上保障される重要な権利であることを前提としても、それは被選挙権の資格を含む選挙制度の内容を決定するに当たって国会が考慮すべき唯一絶対の要素ではなく、その内容は、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関係で調和的に実現されるべきものである。

このような被選挙権の法的性質等に鑑みれば、最高裁令和4年判決を踏まえても、本件違法確認の訴えは、およそ、一般的・抽象的な立法不作為の違憲確認との見方を払拭するだけの個別具体的な法律関係を看取することができないものであるから、本件違法確認の訴えが不適法であることは明らかである。

したがって、原告らの前記1①の主張は理由がない。

- (2) また、原告らは、違法確認の訴えの訴訟要件として「憲法上一義的に定められて」いなければならない旨の被告の主張は、宇賀補足意見に「真っ向から反するものである」と主張するが、原告らが指摘する宇賀補足意見は、「実質的当事者訴訟としての確認の訴えの場合にも、現在の権利義務関係を争うよりも、立法や行政活動の作為又は不作為の違法確認の訴えの方が現在の紛争の解決にとって有効適切である場合には、立法や行政活動の作為又は不作為の違法確認の訴えが排除されると考えるべきではなく、かかる訴訟を認め

ることは、実質的当事者訴訟としての確認の訴えを明記した上記改正(引用者注：平成16年法律第84号による行政事件訴訟法の改正)の趣旨にも適合する」と述べるのみであり、被告の上記主張は、かかる宇賀補足意見と「真っ向から反する」ものではない。また、そもそも、最高裁判所裁判官の補足意見は、飽くまで、最高裁判所の判決書に表示される各裁判官の意見(裁判所法11条)のうち、多数意見又は法廷意見に加わった裁判官がそれに付加して自己の意見を述べたものであって、多数意見又は法廷意見ではない。

したがって、原告らの前記1②の主張も理由がない。

(3) 以上のとおり、原告らの前記1の主張はいずれも理由がない。

## 第2 本件各規定の違憲違法をいう原告らの主張はいずれも理由がないこと

1 被告準備書面(3)第2(14ないし16ページ)における被告の主張は、被選挙権について選挙権と同一の憲法的保障が及ぶとする原告らの主張には的確な根拠がないことを指摘したものであること。

### (1) 原告らの主張

原告らは、被告が被告準備書面(3)第2(14ないし16ページ)において、「選挙権の資格年齢と被選挙権の資格年齢が一致することは、憲法上の要請ではない」と主張したことに対し、かかる被告の主張が「18歳以上の者に被選挙権の憲法的保障を及ぼす根拠は存在しない」との主張であると位置づけた上で、これを前提に、「基本的人権」たる被選挙権は、本件各規定の有無に関わらず、原告らにも当然に保障されており、公選法10条は、「憲法上保障された原告らの被選挙権を制約する権利制限規定であり、権利発生規定ではない」として、「原告らの被選挙権は、憲法が保障する主観的権利」として保障されているから、被告の上記主張は誤っている旨主張する(原告第10準備書面第3の1・16ないし18ページ)。

### (2) 被告の反論

しかしながら、原告らが指摘する被告の主張(被告準備書面(3)第2・14ないし16ページ)は、選挙権年齢と被選挙権年齢が同一でなければならない旨をいう原告らの主張(原告第3準備書面第2の3・13ページ等)に対する反論として、被選挙権について選挙権と同一の憲法的保障が及ぶとする的確な根拠がないことを指摘したものであり、およそ「18歳以上の者に被選挙権の憲法的保障を及ぼす根拠は存在しない」などと主張するものではないし、ましてや公選法10条の規定によって初めて被選挙権が保障されるなどと主張するものでもない。

したがって、原告の前記1の主張は、その前提を誤ったものであり、理由がない。

- 2 公選法10条1項5号が、町村総会を設置する自治体に居住するか否かにより「地方政治への参加権限」について異なる取扱いをするものであるとして、平等原則に反する旨をいう原告らの主張は、理由がないこと

(1) 原告らの主張

被告は、被告準備書面(3)第3の2(18及び19ページ)において、原告らの「公職選挙法10条1項5号が、18歳から25歳の住民に関し、町村総会設置自治体に居住するか否かに着目して、国民主権の一内容である住民参加権の取り扱いに差異を設けていることが憲法14条1項及び44条但書きに違反しており国家賠償法上違法となるとの主張」(原告第8準備書面第3・6ないし12ページ)に対し、かかる原告らの主張が、「「町村」に居住する選挙権を有する者が、公選法10条1項5号の規定により、居住自治体に町村総会が設けられている場合には「議会」に相当する町村総会に参加する資格が認められるのに対し、居住自治体に町村総会が設けられていない場合には「議会」に参加する資格が認められない場合があるという点において、「地方政治への参加権限」に係る取扱いを異に」しており、そのことが平等原則違反に当たる旨をいうものと解した上で、かかる取扱いの差異は、「町村」に居

住しない原告らの権利利益に何ら関係するものでないことを指摘した。

これに対する原告第10準備書面第3の2(2)(19及び20ページ)における主張は、従前の主張の繰り返しであって、被告において直ちに反論の必要を認めないが、原告らにおいて、「町村では町村総会制度により政治参加権のベースラインが18歳以上とされていることを踏まえると、町村総会制度との比較において市議会の立候補年齢を25歳以上とするのは過剰な制約であるし、町村総会設置自治体に居住するか否かに着目した住民参加権・被選挙権の差別的取り扱いが生じて」おり、そのことが「原告らの権利利益に関係する」と主張していること(原告第10準備書面第3の2(2)・19及び20ページ)に照らせば、原告らの主張は、町村総会に参加する資格と市町村議会の議員の被選挙権とが同列のものであることを前提として、町村総会を設置する町村に居住している場合には18歳以上であれば「政治参加権」が認められるにもかかわらず、公選法10条1項5号の規定が25歳以上の者でなければ被選挙権を認めないということについて、「地方自治への参加権限」に係る取扱いを年齢により異にするものであるとして平等原則違反に当たる旨を主張しているものと解される。

そこで、以下、審理促進の観点から、原告らの上記各主張を上記のとおり理解した上で反論する。

## (2) 被告の反論

ア 憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、この規定は、不合理な差別的取扱いを禁止する趣旨であると解すべきことは、確立した判例法理である(最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676ページ等)。このように、憲法14条1項が定める法の下での平等は、他者との比較において成立する相関的な権利であり、その適合性審査は、①別異取扱いがあるかどうか、②あるとされた場合にはそれが正当化されるかどうか、という二段階でされる(渡辺康行ほか・憲法I基本権〔第2版〕144

ページ、小山剛・「憲法上の権利」の作法〔第3版〕107ページ)。

しかるに、公選法10条1項5号は、満25年に満たない者について、その者が町村総会を設置する町村に居住しているか否かにかかわらず、一律に市町村議会の議員の被選挙権を認めていないのであるから、同号自体によって、町村総会を設置する町村に居住している者とそうでない者との間で、市町村議会の議員の被選挙権に差異がもたらされるものとはいえない。

そうだとすれば、公選法10条1項5号は、町村総会を設置する町村に居住している者とそうでない者との間で不合理な差別的取扱いを定めたものとはいえず、憲法14条1項に違反するものではないし、また、同項により原告らの主張するような「地方自治への参加権限」が保障されるものでもない。

したがって、前記(1)の憲法14条1項に基づく原告の主張は理由がない。

イ なお、念のため付言するに、以下のとおり、町村総会の構成員の職責と町村議会の議員の職責に違いがあることからしても、町村総会に参加する資格と市町村議会の議員の被選挙権との間の取扱いが異なるのは当然である。すなわち、被告準備書面(3)第7の2(27及び28ページ)で述べたとおり、住民によって直接選挙されることで選定される地方議会議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う各種事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである(最高裁令和2年11月25日大法廷判決・民集74巻8号2229ページ参照)。これに対し、町村総会の構成員は「住民の負託を受けた議員としての責務」(同判決)を負うものではないから、そこで求められる職責(職務内容)もおのずから異なる。この点については、東京地方裁判所令和2年7月9日判決(判例秘書登載)も、「町村総会は、そもそも選挙権を有する者全員によって組織される直接民主制に近い制度であり、その構成員とな

ることと、代表民主制の下において(選挙を通じて)住民の代表として議員になることとは、自ずとその職責に違いがあるといえるから、直ちに、両者を同列に取り扱わなければならないということにはならない。」と判示している。

このように、町村総会の構成員と町村議会の議員の職責に違いがあることからしても、町村総会に参加する資格と市町村議会の議員の被選挙権とを同列に扱うべきである旨の原告らの前記(1)の主張に理由がないことは明らかである。

### 3 本件各規定は、被選挙権年齢の設定に当たり、「物事の道理を判断する能力」の有無を基準とするものではないこと

#### (1) 原告らの主張

原告らは、被告が「単に社会経験との間に比例関係があるということを超えて、その社会経験がないことによって「議員に相応しい思慮と分別がない」と考えて」おり、「法定年齢に満たない者は公職従事に必要な「物事の道理を判断する能力」がないと捉えていることは明らかである」とした上で、成年被後見人であることを選挙権及び被選挙権の欠格事由であると定めていた公選法の規定の改正経緯を挙げ、当該法改正は「国が被選挙権を「能力によって区別することなく…認め」たことを意味す」るものであるから、年齢によって一律に被選挙権を認めない本件各規定には合理的理由がない旨を主張する(原告第10準備書面第3の5・23ないし27ページ)。

#### (2) 被告の反論

ア 被告準備書面(3)第6の2(26及び27ページ)のとおり、被選挙権を行使する者は、実際に選任された場合、継続して一定の知識や経験を要する職務に従事することが当然に予定されているところ、かかる職務を全うするためには相当な知識や豊富な社会経験等が必要になると考えられることからすれば、被選挙権を有する者の資格については、社会経験から出て

くる思慮と分別に着目する必要がある。もっとも、かかる思慮と分別に係る能力の有無のみに着目して、これを個別的に判断して被選挙権(被選挙資格)の有無を決定することとなれば、恣意的な運用となるおそれが強く、公正な選挙の理念に反するおそれがあるところ、年齢と社会経験の多少には一般的に比例関係があると考えられるという常識的理解を基にすれば、被選挙権を有する者の資格について、社会経験の多少を示す物差しとして年齢という客観的な要素を用いることには十分な合理性があるというべきである。

原告らは、「思慮と分別」が「物事の道理を判断する能力」を意味するものであるとして、被選挙権が与えられない者は「物事の道理を判断する能力」がないものとして扱われている旨論難するが、上記のとおり、本件各規定は「物事の道理を判断する能力」の有無を基準とするものではないし、被選挙権を認められていない年齢の者について「物事の道理を判断する能力」をおよそ有しないと捉えているものでもなく、社会経験の多少を示す物差しとして年齢という客観的な要素を用いたものである。

すなわち、被告の主張は、人が年齢を重ね、進学や就職等によって社会的接触関係を増やしていく中で、勉学に励んで知識を蓄えたり、周囲の人間との関係を育んだり、時には苦難や障害を乗り越えて問題を解決したりすることなどを通して、社会経験を積んでいくという常識的理解を基にしている。

そして、政治家である議員や首長の職務は、多様な意見・利害関係の調整等が求められるものであるから、その職務の性質及び内容に照らし、これを全うするためには、上述した社会経験から出てくる思慮と分別が必要になると考えたことは合理的である。そして、かかる社会経験の多少と年齢には一般的に比例関係があると考えられることから、被選挙権を有する者の資格について、社会経験の多少を示す物差しである「年齢」という客

観的要素を用いたことも合理的であって、職務の内容や権限の差異等に照らし、被選挙権年齢を、地方議員や市町村長については満25年以上、都道府県知事については満30年以上と設定した本件各規定には、合理的な理由がある(被告準備書面(1)第2の4(1)ないし(3)・7ないし11ページ参照)。

イ 以上のとおり、原告らの主張は、本件各規定が「物事の道理を判断する能力」の有無によって被選挙権年齢を設定しているという誤った理解を前提としている点において、理由がない。

#### 4 客観的な法制度違反をいう原告らの主張は主張自体失当であるか、又は明らかに理由がないこと

##### (1) 原告らの主張

原告らは、「治者と被治者の同一性原理および普通選挙制度(中略)は、いずれも憲法が定める客観法制度である」から、選挙権と被選挙権の主体が一致すべきことが制度として保障されているなどとして、本件各規定は「かかる憲法原則に違反するため違憲無効となる」旨主張する(原告第10準備書面第4・29及び30ページ)。そして、かかる原告らの主張は、「制度的保障に対する違反を問題とする」ものであり、「被選挙権の侵害を前提とするものではない」とする(原告第11準備書面第1・2及び3ページ)。

##### (2) 被告の反論

ア 客観的な法制度違反を根拠とする本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、いずれも法律上の争訟性(裁判所法3条1項)を欠き、不適法であること

しかしながら、裁判所法3条1項の規定にいう「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られるところ、このような具体的な紛争を離れて、裁判所に対して抽象的に法令が憲法に適合するかしないかの判断を

求めることはできないものというべきである(最高裁昭和27年10月8日大法廷判決・民集6巻9号783ページ、最高裁平成元年9月8日第二小法廷判決・民集43巻8号889ページ、最高裁平成3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号518ページ参照)。

これを本件についてみると、客観的な法制度違反を根拠とする本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、本件各規定が治者と被治者の同一性理念及び普通選挙原則という客観的な法制度に違反するとして、原告らが「次回の統一地方選挙においてそれぞれ被選挙権を行使することのできる地位にある」こと、及び「被告が、次回、すなわち、口頭弁論終結後最初の統一地方選挙までに、本件規定(引用者注:公選法10条1項3号ないし5号)を改廃しないことにより、原告能條らに、当該統一地方選挙における地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙における被選挙権を行使させないことは、憲法に違反する」ことの確認を求めるものであり、これらの訴えにおいて、裁判所に対し、原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものでないことは、原告らの前記(1)の主張自体から明らかである。そうすると、客観的な法制度違反を根拠とする本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に本件各規定が客観的な法制度に違反するかしないかの判断を求めるものに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法であることは明らかである。

#### イ 客観的な法制度違反を根拠とする本件国家賠償請求に理由がないことも明らかであること

また、制度的保障に対する違反は、憲法が保障している主観的権利を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然に違法と評価されるものではないと解される(最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ参照)ところ、原告らは、客観的な法制度違反を根拠

とする本件国家賠償請求は、「原告らに被選挙権が憲法上保障されていない、または本件各規定が被選挙権を制約していないと判断された場合に備えて、本件各規定が、客観的な上記各「制度」(引用者注：治者と被治者の同一性理念及び普通選挙原則)に違反するということを主張の前提とする」としているが、原告らが主張する「立候補を含む民主主義過程への参加によって享受される参政の利益」(原告第11準備書面第1・3ページ)なるものは、結局のところ被選挙権と何ら変わらないのであって、被選挙権自体が侵害されていないにもかかわらず、上記「参政の利益」が直接侵害されているという場面が存在するとはおよそ考え難い。

したがって、客観的な法制度違反を根拠とする本件国家賠償請求に理由がないことも明らかである。

#### ウ 小括

以上のとおりであり、客観的な法制度違反をいう原告らの前記(1)の主張は、主張自体失当であるか、又は明らかに理由がないものである。

### 第3 原告らの各人証申出に対する意見

#### 1 意見の要旨

証拠申出書による原告らの証人尋問及び原告ら本人尋問の各申出は、証拠調べの必要性を欠くものであるから、いずれも速やかに却下されるべきである。

#### 2 専門家証人の尋問を実施する必要がないこと

(1) そもそも証人尋問とは、訴訟当事者間に争いのある事実(法的に意味ある事実主張の不一致である争点であって、証明の対象となるもの)について、証人が経験した事実を供述させ、その結果である証言を証拠とする証拠調べ手続である(秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅳ(第2版)153ページ)。

(2) この点、証拠申出書によれば、齋藤宙治准教授の証人尋問では、同准教授

が実施したとされる意識調査に関する「調査結果の位置づけや、調査手法の正当性、分析の背景について詳しく説明を受ける」ことを予定しているとされ(証拠申出書・3ページ)、尋問事項(同7ページ)を見ても、その大部分は上記意識調査の内容について説明を求めるものである。

しかるに、本件において、被告は、上記意識調査の結果を特段否定するものではなく、当該調査結果を基に原告らが主張する法的評価はさておき、事実関係自体には訴訟当事者間に特段の争いがないから、原告らが予定している尋問事項について尋問を実施する必要性は乏しい。上記意識調査の結果を基にする法的評価については、反対当事者の反対尋問にさらした上で、その態度等から供述の信用性等を吟味する性質のものではなく、原告ら訴訟代理人が、専門家らの見解を踏まえて準備書面において主張し、あるいはその見解を書証として提出すれば足り、その方がむしろ尋問によるよりも正確に専門家の見解を理解するに適している。

したがって、原告らが齋藤宙治准教授に対して予定している尋問事項に関し、同人の尋問まで実施する必要はない。

- (3) また、証拠申出書によれば、新井誠教授の証人尋問では、「被選挙権の憲法上の根拠を巡る判例学説の状況を踏まえた理論的説明や、町村総会制度における政治参加年齢の市町村議会への適用に関する議論について」説明を受けることを予定しているとされ(証拠申出書・4ページ)、尋問事項(同8ページ)を見ても、同教授が特別の学識・経験により知り得た事実の報告を求めるというものではなく、専ら法律論に関する説明を求めるものである。

しかるに、こうした法律論については、裁判官の面前で証人尋問を実施し、その知識や見解を口頭で述べさせ、また、反対当事者の反対尋問にさらした上で、その態度等から供述の信用性等を吟味する性質のものではなく、前記(2)と同様、書証(意見書)による立証の方が適切であり、加えて尋問まで実施する必要はない。

(4) 以上のとおりであるから、原告らが求める専門家証人の尋問は、いずれも必要性を欠くというべきである。

### 3 原告ら本人の尋問を実施する必要がないこと

(1) 証拠申出書によれば、原告らは、本件各規定の合理性に関し、「原告らがこれまで経験してきた社会経験をどのように消化し、この経験を基に公職に従事するだけの「思慮と分別」を備えているかを確認する」ことを予定するようである(証拠申出書・6及び9ページ以下)。

しかしながら、被告は、社会経験のない若年者の中にも地方議員や都道府県知事の職務を全うするに足る思慮・分別を有する者がいる可能性を否定するものではない(被告準備書面(3)第6の2・26ページ)。本件各規定は、被選挙権が、選定された場合には一定の知識や経験を要する職務に従事することを当然に予定していることを踏まえ、社会経験から出てくる思慮と分別に着目した規定であって(同第5の2・25ページ)、社会経験の多少と年齢には一般的に比例関係があると考えられることを踏まえ、被選挙権を有する者の資格年齢について、社会経験の多少を示す物差しとして年齢という客観的要素を用いたものであり、被選挙権を認められていない年齢の者について思慮・分別をおよそ有しないことを前提としているものではない。仮に尋問の結果、原告らが地方議員や都道府県知事の職務を全うするに足る思慮・分別を個人的に有することが認められたとしても、そのことは本件各規定の合理性の有無を何ら左右しない。

したがって、少なくとも原告らの社会経験の有無・内容等といった事項について尋問を実施する必要は全くない。

(2) また、尋問事項(証拠申出書・9ページ以下)や陳述書(甲A8以下)から想定される「損害」に関する供述内容は、専ら本件統一地方選挙に立候補できなかったことに係る原告らの個人的な受け止めないし心情にとどまると考えられる。このような事項は、反対当事者の反対尋問にさらした上で、その態

度等から供述の信用性等を吟味する性質のものではないから、尋問の結果によって「損害」の有無等に係る判断が左右されるとも考え難い。

(3) 以上のとおりであるから、原告らが求める原告らの本人尋問はいずれも必要性を欠くというべきである。

以 上